

## <まちづくり推進編>



# 第1章 市民・行政の協働によるまちづくりにむけて



都市計画マスタープランでは、総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目標としています。

この目標の実現に際しては、行政のみで行えるものではなく、市民・企業みなさんと協働かつ協調し、行動していくことが必要です。

このようなことから、都市計画マスタープラン地域構想は、計画段階から市民参加に基づく市民・行政の協働で作成しました。

そして、今後は志摩市まちづくり基本条例に基づき、市民がより積極的、かつ継続的にまちづくりへ参加するための仕組みづくりを進め、市民と行政が協働して都市計画マスタープランを具体化していきます。



市民会議での  
発表の様子

市民会議での  
協議の様子



《継続的な市民・行政の協働によるまちづくりの実践にむけて》 市民・行政の協働により、都市計画マスタープランで位置づけた方針に対応する施策や事業の詳細計画を策定し、実現していく継続的な取り組みが必要です。

このため、まちづくりの計画策定段階から実現までの流れの中で市民参加の機会を整理しました。

#### 都市計画マスタープラン(全体構想・地域構想)策定段階における参加(平成 18～20 年度)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例

- ・市民アンケートの回答
- ・都市計画マスタープラン策定に係る市民会議への参加
- ・パブリックコメントの提出

#### 地区構想策定段階における参加(平成 21 年度)

(地区構想では、必要に応じて地区計画制度の活用やまちづくり協定、都市施設の整備などについて検討します。)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例

- ・街なか居住地や小学校区などの単位でより具体的なまちづくりの計画(地区構想)を策定する会議への参加

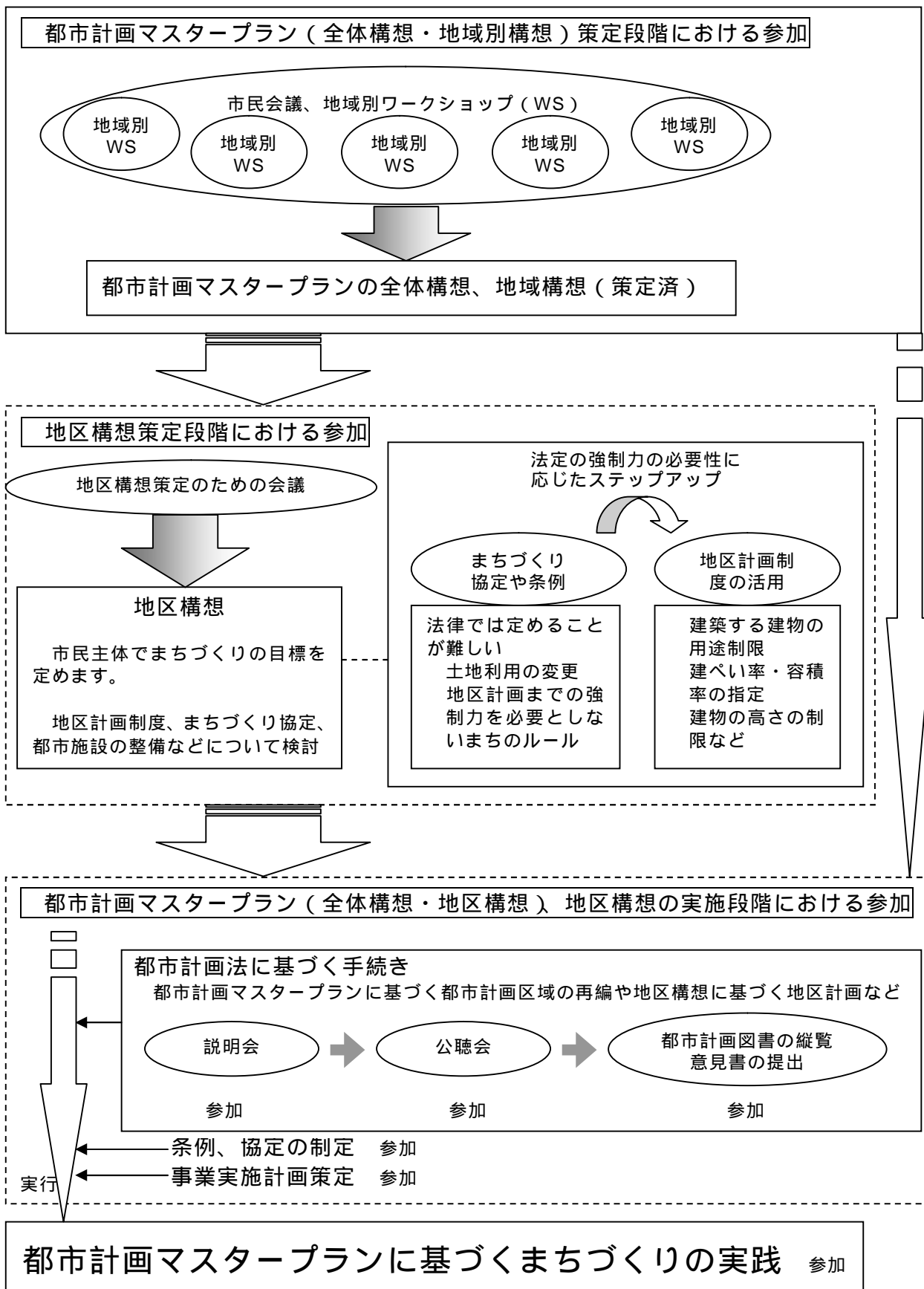
#### 都市計画マスタープラン(全体構想・地域構想)、地区構想の実施段階における参加

(計画や構想を市民・行政が協働で具現化していきます。必要に応じて、都市計画決定や条例などの制定後、制度の運用や事業実施をします。)

市民・行政の協働によるまちづくりの実践のための市民参加の例(用途地域の指定など)

- ・市民協議会、説明会への参加
- ・公聴会への参加
- ・法定図書縦覧、意見書の提出

《継続的な市民・行政の協働によるまちづくりの実践にむけて》



## 第2章 まちづくりの推進にむけて



都市計画マスタープランは、計画策定だけが目的ではありません。この計画策定がまちづくりのはじまりであり、今後市民・行政の協働によるまちづくりによって、実現させていきます。

また、都市計画マスタープランの計画内容については、詳細な協議・検討の実施、計画内容の具現化や事業等の実施などが行われ、進行していきます。

このため、市民・行政の協働によるまちづくりの適正かつ効率的な実施や必要に応じた変更などを踏まえるため、進捗管理を行っていき、さらには実現していくための体制などを構築していくものとします。

《市民・行政の協働によるまちづくりにむけたの仕組みなどの構築》 市民・行政の協働による都市計画マスタープランの実現のためには、まちづくりや都市計画を共通の認識として「知る」ための勉強会の開催や情報公開を行う仕組みを構築します。

また、まちづくりは、地域においても率先してまちづくりに参加いただき、それを実践していく市民(地域リーダー)が必要なため、人材の掘り起こしや育成を行う仕組みを構築します。

さらに、地域におけるまちづくりに対して、積極的な資料提供やまちづくりのなどの専門家を派遣する仕組みを構築します。

《まちづくり団体の認定・まちづくり協定の締結》 市民・行政の協働による都市計画マスタープランの実現には、前述した積極的な市民参加が不可欠です。

このため、都市計画マスタープランの実現に向けて、「まちづくり団体」の認定や「まちづくり団体」と本市との間で協定を締結する「まちづくり協定制度」などのまちづくりの制度を構築します。

《庁内組織体制の充実》 まちづくりは、都市計画部門だけでなくさまざまな部門との連携が必要です。特に本市は市内に都市計画区域と都市計画区域外の地域が混在していることから、実際のまちづくり

を推進していくためには、都市計画分野だけでなく、あらゆる部署との連携をとった総合的な展開が必要です。定期的な検討会議や報告会などを実施し、行政一体となった効率的な運営を実施していきます。

《関係機関などとの調整・連携》 都市計画マスタープランに示した各種都市施設などの事業や土地利用の誘導などについては、隣接する都市との調整や国、県などの関係機関との調整が必要です。特に本市の都市計画マスタープランに言及されている都市計画区域の再編については、三重県へ見直しの提案を行うことが必要です。このようなことから、今後とも三重県や隣接都市などをはじめとした関係機関との連携を強化していきます。

《都市計画マスタープランの見直しなど》 都市計画マスタープランについては、目標年次を平成 21 年から 20 年間としており、この期間が終了する際や中間年次での見直しを検討し、実施していきます。

しかしながら、定期的見直しのみでなく、例えば、大きな経済社会情勢の変化や都市計画法などの主要な法律の改正といったことにより、都市計画マスタープランの見直しが必要な場合には、柔軟に対応していきます。

また、計画内容については、その進捗状況を適正かつ効率的に実施されているかなどを踏まえながら、進行管理を実施していきます。

そして、都市計画マスタープランの見直しは、都市計画審議会に諮問するとともに、市民参加により市民・行政が協働により実施します。

